

【お知らせ】日本入国時の出国前検査の検体について

在イラン日本国大使館
令和3年7月5日

●日本到着時に求められていた検査証明書の検体について、従来の「鼻咽頭ぬぐい液」及び「唾液」に加え、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」についても有効な検体として追加されました。

【本文】

1 7月1日午前0時（日本時間）日本到着以降、従来の「鼻咽頭ぬぐい液」及び「唾液」に加え、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」（この組み合わせのみ）についても有効な検体に追加されました。

2 この検体の追加に伴い、フォーマット（多言語）が作成され、厚生労働省ホームページ（以下 URL 参照）で公表されましたので、ご利用願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

3 最新情報を入手するとともに、以下を参考に感染予防に努めて頂き、感染予防のため最大限の注意を払って下さい。

（1）飛沫感染を防ぐため、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンスに心掛け、いわゆる「三つの密」（密閉された空間で、密集しての密接な会話）を避ける。特に不特定多数の人がいる密閉された屋内にいることを避ける。

（2）接触感染を避けるため、アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に必ず手洗いをする。

（3）体調不良の時は外出を控え、咳やくしゃみがあるときは、マスクを着用し鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに手で抑えず、鼻と口をティッシュなどで覆い、その後手洗いをを行う。

4 その他関連サイト

（1）厚生労働省ホームページによる周知

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

ア 新型コロナウイルスを防ぐためには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

イ 一般的な感染症対策について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

(2) 国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

(3) 外務省海外安全ホームページ

【広域情報】新型コロナウイルスに関する注意喚起

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C018.html

【感染症危険情報】イラン

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspotazardinfo_046.html#ad-image-0

5 連絡先及び問合せ先

在イラン日本国大使館 領事班

電話 : +98-21-22660710 (代表)

FAX : +98-21-22660746

e-mail : consular@th.mofa.go.jp

HP : <http://www.ir.emb-japan.go.jp/jp/index.html>